

■ 会社概要

設 立	1948年6月1日 (前身の小田原急行鉄道は1923年5月1日設立)
本 社 事 務 所	東京都新宿区西新宿一丁目8番3号
資 本 金	603億5千9百万円
発行済株式の総数	736,995,435株
株 主 数	51,575名 (前期末比 4,951名減)
事 業 内 容	鉄道事業、不動産業、その他事業
従 業 員 数	3,593名

■ 役員

2015年6月26日現在

代表取締役 執行役員	大須賀 頼 彦	常勤監査役	早 野 実
代表取締役 執行役員	山 木 利 満	常勤監査役	高 原 俊 二
専務取締役 執行役員	小 川 三木夫	監 査 役	宇 野 郁 夫
専務取締役 執行役員	星 野 晃 司	監 査 役	深 澤 武 久
常務取締役 執行役員	金 子 一 郎	監 査 役	伊 東 正 孝
常務取締役 執行役員	山 本 俊 郎		
取 締 役	森 田 富治郎	執行役員	五十嵐 秀
取 締 役	野間口 有	執行役員	荒 川 勇
取 締 役	中 山 弘 子	執行役員	黒 田 聡
取 締 役	朝 日 康 之	執行役員	立 山 昭 憲
取 締 役	藤 波 教 信		
取 締 役	天 野 泉		
取 締 役	下 岡 祥 彦		
取 締 役	小 柳 淳		
取 締 役	抱 山 洋 之		

■ 株主メモ

決 算 期	3月31日
定 時 株 主 総 会	6月下旬
同総会議決権行使 株 主 確 定 日	3月31日
配 当 金 受 領 株 主 確 定 日	期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日
株 主 名 簿 管 理 人 特 別 口 座 管 理 機 関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
事 務 取 扱 所 (郵便物送付先) (電話お問い合わせ先)	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話0120-782-031 (フリーダイヤル)

公 告 の 方 法 電子公告により行う。
ホームページアドレス <http://www.odakyu.jp/ir/koukoku/index.html>

上場株式等の配当等に係る10%^(所得税7% 住民税3%) 軽減税率の廃止について

2014年1月1日から上場株式等の配当等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)は廃止され、本来の税率である20%(所得税15%、住民税5%)となっております。また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間(25年間)は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が施行されており、その所得額に対して2.1%が「復興特別所得税」として課税されています。そのため、株式等の配当等もその源泉所得税を徴収する際に「復興特別所得税」が併せて徴収されています。

〈上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率について〉

配当等の 支払開始日	2014年1月1日～2037年12月31日	2038年1月1日～
上場株式等の 配当等の税率	20.315% [内訳] 所得税(15%)・住民税(5%) + 復興特別所得税(0.315%)*	20% [内訳] 所得税(15%) 住民税(5%)

*15% × 復興特別所得税率2.1% = 0.315%
(上記は、2014年1月時点の情報をもとに作成しています。)

●上記は、上場株式等の配当に係る復興特別所得税について、一般的な情報をご提供するものであり、この内容が当てはまらない場合もございます。詳細につきましては、最寄りの税務署、税理士等にお問い合わせください。